柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、原子力事業者としての基本姿勢(当発電所にかかわるものに限る)に則り、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。 当社は、7項目の回答等*で約束した内容について遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者 [東京電力ホールディングス株式会社] としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)に則り、品質保証活動に展開して実施する。
・赤字は,追加の記載 ・青字は,3月30日の補正済みの記載 ・黒字の下線箇所は,新検査制度等に対応した保安規	混定改定箇所(5/26 認可)		※: 7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7 つの基本的な考え方、それに対し、当社が2017年8 月25日原子力規制委員会に提出した回答文書(別添1) 及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論 をいう。
	保安活動における原子力事業者としての基本姿勢 は、以下のとおり。		保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、 以下のとおり。
	【原子力事業者としての基本姿勢】		【原子力事業者 [東京電力ホールディングス株式会社] としての基本姿勢】
	社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。		社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安
	その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、 決して独りよがりにはならずに、地元と対話を重ね、主 体性を持って責任を果たしていく。		全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、 決して独りよがりにはならずに、地元と対話を重ね、主 体性を持って責任を果たしていく。
	1.福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。		1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。 廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、地元をはじめ関係者のご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
	2.福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。		2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。 福島第一原子力発電所の廃炉を廃炉積立金制度に基づきやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
	3. 安全性をおろそかにして経済性を優先することはし		3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっ
	<u>ない。</u>		ても安全性の確保を前提とする。
	4. 世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。		4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する。 社長自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。また、
			世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
	5. 原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの		5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電
	提案,世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を 継続的に行っていく。		<u>所のさらなる安全性を向上する。</u> 現場からの提案,確率論的リスク評価の活用,国内外
	WENDER MC 11 2 CA CO		の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等
			を通じて、自主的にさらなる安全性を実現する。
	6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の		6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の
	責任を担っていく。		責任を担う。
	7. 良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社 経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に		7. <u>社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握</u> し、原子力発電所の安全性を向上する。
	共有していく。		現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善するとともに安全に関する情報を社外へ正確に伝達し、安全性向上を実現する。
	※:上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあ たり、別添に示す「2017年8月25日原子力規 制委員会提出文書」を参照している。		<u>생대 9 'S </u>
(品質保証計画)	(品質保証計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)
第3条	第3条	第3条	第3条
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
5. 経営者の責任	5. 経営者の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任
5.1 経営者のコミットメント	5.1 経営者のコミットメント	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ
社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、	社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発 (第1) 素灯な特 フリ版 コンジュン しょうこれなか
並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	し、責任を持って品質マネジメントシステム <u>を確立</u> 及び実施 <u>させるとともに</u> 、その <u>実効性の維持及び</u> 継続的 な改善 <u>を、次の業務を行うことによって実証する</u> 。	<u>揮し、責任を持って</u> 品質マネジメントシステム <u>を確立</u> 及び実施 <u>させるとともに</u> , その <u>実効性の維持及び</u> 継続的 <u>な</u> 改善 <u>を、次の業務を行うことによって実証する</u> 。
a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のことと	a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこと として,原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 基本姿勢及び品質方針を設定する。	a) 品質方針を設定する。	<u>a)基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。</u> <u>b)</u> 品質方針を設定する。
して,原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する。	c)品質目標が設定されることを確実にする。	b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が, 健全な安全文化を育成し, 及び維持する	②品質目標が設定されることを確実にする。 d)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持す

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
c) 品質目標が設定されることを確実にする。	d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。	 ことに貢献できるようにすることを確実にする。 d)マネジメントレビューを実施する。 e)資源が使用できることを確実にする。 <u>f</u>)法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして,原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 g)担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h)すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 	ることに貢献できるようにすることを確実にする。 ② マネジメントレビューを実施する。 ① 資源が使用できることを確実にする。 ② 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 h)担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 ② すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a)東京電力の経営理念に対して適切である。 b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c)品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d)組織全体に伝達され、理解される。 e)適切性の持続のためにレビューされる。	 5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 	5.3 品質方針 社長は、品質方針 (健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。) について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	5.3 品質方針 社長は、品質方針 (健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。) について、次の事項を確実にする。なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である。b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。e) 適切性の持続のためにレビューされる。f) 基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。	務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む 品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを 確実にするために,「NI-17セルフアセスメント実施 基本マニュアル」を定めさせる。	5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標 (7.1 (3) b) 参照) が設定されることを確実にする。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項	5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標 (7.1 (3) b) 参照) が設定されることを確実にする。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による,「Z-10職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。	社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「Z-10職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。	社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。	社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに <u>基本姿勢</u> 、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。		(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに <u>基本姿勢</u> 、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。	5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。	5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。	5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	b)原子力安全の達成に関する <u>外部の者の意見(外部</u> <u>監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合</u> <u>の結果,地域住民の意見,原子力規制委員会の意</u> <u>見等を含む。)</u>	b)原子力安全の達成に関する <u>外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</u>
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。	7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。	ュニケーションを図るため、 <u>以下の事項を含む実効性の</u>	7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法 b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法 d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施 状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているか どうかに関して外部がどのように受けとめているかにつ いての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法 を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」 に定める。	状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているか どうかに関して外部がどのように受けとめているかにつ	8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。	8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の 一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関し て外部がどのように受けとめているかについての情報を 把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメ ント実施基本マニュアル」に定める。
(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に 定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に 関する事項を遵守する。	(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に 定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に 関する事項を遵守する。	(記録) 第120条 組織は、表120-1及び <u>表120-3</u> に 定める保安に関する記録を適正に作成 <u>(表120-1</u> <u>の1. の記録を除く。)</u> し、保存する。なお、記録の作 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵 守する。	(記録) 第120条 組織は、表120-1及び <u>表120-3</u> に 定める保安に関する記録を適正に作成 <u>(表120-1</u> <u>の1.の記録を除く。)</u> し、保存する。なお、記録の作 成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵 守する。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
表 120-2**8 記録 (実用炉規 則第 7 条に基づ く記録)	表 120-2**8 記録 (実用炉規 則第 67 条に基 づく記録) (中略) 2. JEAC4111 の要求事項に基 づき作成する以 下の記録 (1)マネジメ ントレビューの 結果の記録 作成の都度 5年	表 120·3**7 記録 (実用炉規 則第 67 条に基 づく記録)	表 120·3**7 記録 (実用炉規 則第 67 条に基 づく記録)